

きそがわ福祉会を育てる会会則

第1条<会の名称、所在地>

- (1) 「きそがわ福祉会を育てる会」とします。(略称「育てる会」)
- (2) 本会の所在地は、愛知県一宮市木曾川町外割田宇西郷西151番地に住所をおく。

第2条<会の目的、活動>

(1) 目的

きそがわ福祉会を支え、発展させるための援助活動を行なうことを目的とし、収益事業を中心として、学習会等の活動を行ないます。

(2) 活動内容

①事業活動による純収益は、少なくとも次の内容の全額を達成できるよう目標を設定します。

- [1]社会福祉法人きそがわ福祉会の新規事業、施設整備に要した借入金償還金(利子も含む)の内、自己資金部分。
- [2]社会福祉法人きそがわ福祉会の本部運営に要する資金部分。

②その他社会福祉法人きそがわ福祉会の新規事業の支援活動も行います。

第3条<会員、会費>

- (1) 会の目的に賛同し、「会則」を認め、会費を納める個人は誰でも入会できます。
- (2) 会員は、きそがわ福祉会に関するニュースの配布を受けることができます。
- (3) 会費は一口年額1,000円とします。(何口でもよい。)

第4条<役員会>

- (1) 会に役員会を設け会の運営にあたります。
- (2) 役員は、総会において出席総数の過半数以上の賛成によって選出されます。役員の中より会長1名、副会長若干名を選出します。
- (3) 役員会開催が困難な場合に、日常の敏速な判断が求められる場合、常任役員会を開催します。常任役員は、会長、副会長の内2名で計3名とします。
- (4) 役員の任期は1年とします。但し、再選をさまたげません。

第5条<事務局>

- (1) 事務局は役員会の総括のもとに日常的な実務活動を行ないます。
- (2) 事務局員は役員会の承認を得られた者に会長が委任します。事務局員の中より事務局長を選出します。

第6条<総会>

- (1) 総会は会の最高決議機関とし年1回以上開きます。総会は次のことを決めます。
 - (イ) 活動報告、決算
 - (ロ) 活動方針、予算
 - (ハ) 会則改正、改廃
 - (ニ) 他
- (2) 総会における議案は、出席者総数の過半数以上の賛成によって決定されます。

第7条<財政>

- (1) この会の財政は、会費、その他によりこれをあてます。
- (2) 会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとします。

<付則>

- | | | | |
|-----|-------------|-----|------------|
| ①改正 | 1991年11月24日 | ②改正 | 1992年7月18日 |
| ③改正 | 1997年4月19日 | ④改正 | 1998年4月18日 |
| ⑤改正 | 2001年4月21日 | | |